

選定基準

建設局優良工事等公表要綱実施細目第2及び、建設局各事務所長優良工事等公表要綱実施細目第2に基づき、選定基準を定める。

I. 選定基準

1. 次の(1)の工事、(2)または(3)の委託で、(4)から(7)のいずれかに該当し、適合する具体的な理由が説明できるものであること。

- (1)「東京都工事成績評定要綱」第5条(評定の実施)に定める総評定点が75点以上のもの(単価契約工事も含む)。
- (2)「東京都設計等委託成績評定要綱」第5条(評定の実施)に定める設計等委託成績評定報告書における総評定点が75点以上のもの。
- (3)別紙「業務委託成績評定書」における総評定点が90点以上のもの。
- (4)局施行の成績が優良な工事等で、事業や業務の内容等を考慮し、その施工及び成果が優秀であり事業の遂行に著しく貢献し、他の模範となるもの。
- (5)特に困難な施行条件を克服して工事等を完遂したもの。
- (6)施行に当たっての熱意・創意工夫等が特に優れ、他の模範となるもの。
- (7)地域の「守り手」として災害復旧や地域の維持管理のための業務を遂行したもの。

2. 上記1の選定基準を満たす中から、成績が特に優良な工事等で、その施工及び成果が極めて優秀^{※1}であるものを建設局優良工事等公表(局長表彰)に選定する。

※1 成績が特に優良な工事等で、その施工及び成果が極めて優秀とは下記の1), 2)を指す。

- 1) 安全管理、工程管理並びに、出来形及び品質、出来ばえ等の施工管理が特に優秀であり、さらに、創意工夫、コスト縮減、リサイクル等に積極的に取り組んだもの。
- 2) 業務目的を十分理解のうえ、調査・解析等の専門技術力、工程・品質等の管理技術力が特に優れ、的確な成果の取りまとめを行い業務に積極的に取り組んだもの。

3. 次の場合は、選定対象外とする。

- (1) 当該事業者^{※2}が、社会的に影響のある不祥事を起こし、公表対象年度及び公表日までに明らかと(新聞報道等)された場合。
- (2) 当該事業者^{※2}が、事故又は成績不良に起因する指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに東京都及び国土交通省関東地方整備局より受けた場合。(公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。)
- (3) 当該事業者^{※2}が、事故以外の事由を起因とする指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに東京都及び国土交通省関東地方整備局より受けた場合。(公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。)
- (4) 当該工事等において、重大事故^{※3}を起こした場合。
- (5) 当該工事の工事成績評定において、法令違反等による減点がある場合。

※2 当該事業者とは、JV(建設共同企業体)の場合においては、全ての構成会社を指す。

※3 建設局工事安全対策員会で定める「重大事故」を指す。

重大事故：社会的に影響のある事故又は著しく安全管理を怠ったことによる事故

Ⅱ. 建設局優良工事等公表（局長表彰）

1. 各事務所からの各所管部への内申について

各事務所からの各所管部への内申は、各事務所で工事、委託を合わせて3件以内とする（なお、建設局優良下請業者公表要綱に基づく内申は、本件数に含めない）。

2. 各所管部から局長への推薦について

各所管部から局長への推薦は、各事務所より各所管部に内申されたものの内から選定する。

3. 表彰件数について

工事、委託を合わせて40件程度を選定するものとする（なお、建設局優良下請業者公表要綱に基づく選定は、本件数に含めない）。

Ⅲ. 建設局各事務所長優良工事等公表（所長表彰）

各事務所長表彰については、工事、委託を合わせて5件程度までとする（なお、建設局各事務所長優良下請業者公表要綱に基づく表彰は、本件数に含めない）。

Ⅳ. 記載項目

賞状等への記載項目は下記項目とする。

- 1 工事・委託件名
- 2 受注者・受託者名
- 3 現場代理人名(委託は代理人名)
- 4 主任技術者等^{※4}名(委託は主任技術者名)

※4 主任技術者等とは主任技術者又は監理技術者